平成２３年（フ）第２４１号
神奈川県茅ヶ崎市本村１―４―９、住民票上の住所神奈川県平塚市東真土４丁目２番31号
債務者　石丸　繁信
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２７０号
神奈川県秦野市南矢名５丁目１番14号　田澤荘102号
債務者　千葉あや子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３１０号
神奈川県平塚市岡崎5951番地の26
債務者　松本　裕二
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３４５号
神奈川県秦野市羽根87番地の24　コーポ飯山203号
債務者　黒滝照夫こと　ＫＵＲＯＴＡＫＩ　ＴＥＲＵＯ
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３４９号
神奈川県平塚市見附町23番19―903号　三貴ハイム
債務者　橋本　義美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３５７号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目45番17号　第２スカイハイツ102号
債務者　北野　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３７１号
神奈川県平塚市富士見町７番32号　カーサ富士見201号
債務者　三浦　美樹
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２９号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅１―21号
債務者　逢見　仁一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７１号
山口県山陽小野田市大字小野田4727番地５第２オノダハイツ１棟115号、旧住所山口県山陽小野田市大字西高泊1554番地
債務者　本田　雅人
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４３１号
香川県高松市塩上町２丁目13番22コート塩上Ⅲ404号室
債務者　常谷　吉廣
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１６５号
香川県高松市屋島西町1815番地４
債務者　藤原サトミ（旧姓森口）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９３号
沖縄県那覇市泊３丁目16番地７ライオンズマンション泊３丁目503
債務者　名嘉真貴久乃
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０２号
大阪府堺市堺区宿院町西３―２―14グランビルド宿院706号室、住民票上の住所兵庫県姫路市御立中７丁目８番47号
債務者　大井　一成
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２５７号
兵庫県加古川市平荘町小畑1034番地の４
債務者　住吉けい子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６５号
兵庫県姫路市香寺町中屋字東郷尺149―１フレグランス香寺Ⅰ　101号室、住民票上の住所兵庫県神崎郡福崎町山崎525番地１
債務者　山口　知加（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８６号
兵庫県加古川市別府町西脇111番地の５
債務者　橋村　静雄
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８７号
兵庫県加古川市別府町西脇111番地の５
債務者　橋村ミヨ子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部